

令和2年度 教育委員会 第15回定例会 議案

1 日 時 令和3年1月20日(水) 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第41号議案 教育職員の免許状の更新手続き等に関する規則の一部を
改正する規則の制定

… 1

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 41 号議案

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 月 20 日提出

静岡県教育委員会教育長

第 41 号議案概要

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部改正について

1 現行制度の概略

本規則では、免許状の更新手続等に係る必要事項について規定している。

2 改正の理由及び必要性

免許状の更新手続等に係る申請書の見直し

現在、更新手続きの種別によって7種類の申請書があり、申請時に誤った様式を使用されることがある。また、申請者から押印を求める様式となっている。申請者の負担軽減及び事務手続きの効率化を図るため、所要の改正を行う。

3 改正の内容

申請様式を第1号から第7号までの7種類から、第1号から第3号までの3種類に変更する。

(第2条から第7条関係)

4 施行期日

令和3年2月1日

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第1号

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(有効期間更新申請)</p> <p>第2条 法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請をしようとする者は、様式第1号による<u>有効期間更新申請書</u>（免許状更新講習の修了によるもの）又は様式第2号による<u>有効期間更新申請書</u>（免許状更新講習受講の免除によるもの）に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。</p>	<p>(有効期間更新申請)</p> <p>第2条 法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請をしようとする者は、様式第1号による<u>免許状更新講習修了申請書</u>又は様式第2号による<u>免許状更新講習受講免除申請書</u>に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(有効期間延長申請)</p> <p>第3条 法第9条の2第5項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請をしようとする者は、様式第3号による<u>有効期間延長申請書</u>に前条第1項第1号に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。</p>	<p>(有効期間延長申請)</p> <p>第3条 法第9条の2第5項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請をしようとする者は、様式第3号による<u>修了確認期限延期（有効期間延長）申請書</u>に前条第1項第1号に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。</p>
<p>(更新講習修了確認申請)</p>	<p>(更新講習修了確認申請)</p>
<p>第4条 平成19年改正法附則第2条第2項の規定による更新講習修了確認の申請をしようとする者は、様式第4号による<u>更新講習修了確認申請書</u>に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。</p>	<p>第4条 平成19年改正法附則第2条第2項の規定による更新講習修了確認の申請をしようとする者は、様式第1号による<u>免許状更新講習修了申請書</u>に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(更新講習修了後一定期間内にあることについての確認申請)</p>	<p>(更新講習修了後一定期間内にあることについての確認申請)</p>
<p>第5条 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の規定による免許状更新講習の課程を修了した後一定期間内にあることについての確認の申請をしようとする者は、<u>様式第5号</u>による平成19</p>	<p>第5条 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の規定による免許状更新講習の課程を修了した後一定期間内にあることについての確認の申請をしようとする者は、<u>様式第1号</u>による<u>免許状</u></p>

年改正法附則第2条第3項第3号の確認申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(修了確認期限延期申請)

第6条 平成19年改正法附則第2条第4項の規定による修了確認期限の延期の申請をしようとする者は、様式第6号による修了確認期限延期申請書に第4条第1項第1号に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(免許状更新講習免除申請)

第7条 平成19年改正法附則第2条第5項の規定による免許状更新講習を受ける必要がないことについての認定の申請をしようとする者は、様式第7号による免許状更新講習免除申請書に第4条第1項第1号に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

更新講習修了申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(修了確認期限延期申請)

第6条 平成19年改正法附則第2条第4項の規定による修了確認期限の延期の申請をしようとする者は、様式第3号による修了確認期限延期(有効期間延長)申請書に第4条第1項第1号に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

(免許状更新講習免除申請)

第7条 平成19年改正法附則第2条第5項の規定による免許状更新講習を受ける必要がないことについての認定の申請をしようとする者は、様式第2号による免許状更新講習受講免除申請書に第4条第1項第1号に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第2条、第4条、第5条関係）（様式 日本産業規格A4縦型）

静岡県収入証紙貼付欄
(必要な手数料分の収入証紙を貼付すること。)

免許状更新講習修了申請書

静岡県教育委員会 様		申請日	年 月 日	
フリガナ		本籍地	都道府県	
氏名		現住所		
生年月日	年 月 日	日中の連絡先電話番号	— —	
〈現職の場合、下表記入〉				
勤務校・機関		職名	職員番号 <small>(公立学校のみ)</small>	
電話番号	— —			

私は、次の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、必要書類を添えて申請します。

1 所有免許状

	別添更新関係証明書の写し等に記載のとおり（2回目以降の更新手続きの場合、左欄に○を付す）
--	--

〈初回の更新又は別添証明書等に記載のない免許状を所有している場合、下表に記入〉

学校種	種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名
幼 小 中 高 特支 養教 栄教	専修 特別 一種(級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県	
盲 聾 養護学校 幼 小 中 高	専修 特別 二種(級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県	
特支 養教 栄教 盲 聾 養護学校	専修 特別 一種(級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県	
幼 小 中 高 特支 養教 栄教	専修 特別 二種(級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県	
盲 聾 養護学校 幼 小 中 高	専修 特別 一種(級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県	
特支 養教 栄教 盲 聾 養護学校	専修 特別 二種(級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県	
幼 小 中 高 特支 養教 栄教	専修 特別 一種(級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県	
盲 聾 養護学校 幼 小 中 高	専修 特別 二種(級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県	
特支 養教 栄教 盲 聾 養護学校	専修 特別 一種(級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県	
盲 聾 養護学校	専修 特別 二種(級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県	

※該当の学校種、種類、都道府県に○を付す。
 ※記載欄が不足する場合は、裏面に記載する。
 ※記載内容に誤りや不足がある場合、免許状が更新されないことがある。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者（大学・団体等名）	履修時間	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域			年 月 日	/
選択必修領域			年 月 日	
選択領域			年 月 日	教 養 栄
			年 月 日	教 養 栄
			年 月 日	教 養 栄

※対象免許種の欄は、開設者から発行される証明書を基に○を付す。

（免許管理者記載欄）

整理番号	区分	受付番号	受付日	備考
				新 旧 回 復

様式第2号（第2条、第7条関係）（様式 日本産業規格A4縦型）

静岡県収入証紙貼付欄
 （必要な手数料分の収入証紙を貼付すること。）

免許状更新講習受講免除申請書

静岡県教育委員会 様		申請日	年 月 日	
フリガナ		本籍地	都道府県	
氏名		現住所		
生年月日	年 月 日	日中の連絡先電話番号	—	—
〈現職の場合、下表記入〉				
勤務校・機関		職名		職員番号 <small>（公立学校のみ）</small>
電話番号	— —			

私は、次の免許状を有しており、更新講習免除の事由に該当するため、必要書類を添えて申請します。

1 所有免許状

	別添更新関係証明書の写し等に記載のとおり（2回目以降の更新手続きの場合、左欄に○を付す）
--	--

〈初回の更新又は別添証明書等に記載のない免許状を所有している場合、下表に記入〉

学校種	種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名
幼 小 中 高 特支 養教 栄教 盲 聾 養護学校	専修 特別 一種（級） 二種（級）	第 号	年 月 日	都 道 府 県	
幼 小 中 高 特支 養教 栄教 盲 聾 養護学校	専修 特別 一種（級） 二種（級）	第 号	年 月 日	都 道 府 県	
幼 小 中 高 特支 養教 栄教 盲 聾 養護学校	専修 特別 一種（級） 二種（級）	第 号	年 月 日	都 道 府 県	
幼 小 中 高 特支 養教 栄教 盲 聾 養護学校	専修 特別 一種（級） 二種（級）	第 号	年 月 日	都 道 府 県	
幼 小 中 高 特支 養教 栄教 盲 聾 養護学校	専修 特別 一種（級） 二種（級）	第 号	年 月 日	都 道 府 県	
幼 小 中 高 特支 養教 栄教 盲 聾 養護学校	専修 特別 一種（級） 二種（級）	第 号	年 月 日	都 道 府 県	

※該当の学校種、種類、都道府県に○を付す。
 ※記載欄が不足する場合は、裏面に記載する。
 ※記載内容に誤りや不足がある場合、免許状が更新されないことがある。

2 免除事由 ※該当欄に○を付す。

該当	事由	備考
	校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、指導教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭の職にあること	職名（ ）
	指導主事、社会教育主事等の職にあること	職名（ ）
	免許状更新講習の講師を勤めたこと	
	県知事部局等への出向者、学校法人の理事等	職名（ ）
	免許管理者が指定する表彰の受賞	表彰名（ ） 表彰日（ 年 月 日）
	その他（ ）	

3 証明（証明者記入）

申請者が上記2の免除事由に該当することを証明する。
 （証明者職・氏名）（署名又は記名押印）

（免許管理者記載欄）

整理番号	区分	受付番号	受付日	備考
				新 旧

様式第3号（第3条、第6条関係）（様式 日本産業規格A4縦型）

静岡県収入証紙貼付欄
 （必要な手数料分の収入証紙を貼付すること。）

修了確認期限延期（有効期間延長）申請書

静岡県教育委員会 様		申請日	年 月 日	
フリガナ		本籍地	都道府県	
氏名		現住所		
生年月日	年 月 日	日中の連絡先電話番号	—	—
〈現職の場合、下表記入〉				
勤務校・機関		職名	職員番号 <small>（公立学校のみ）</small>	
電話番号	— —			

私は、次の免許状を有しており、延期の事由に該当するため、必要書類を添えて申請します。

1 所有免許状

	別添更新関係証明書の写し等に記載のとおり（2回目以降の更新手続きの場合、左欄に○を付す）
--	--

〈初回の更新又は別添証明書等に記載のない免許状を所有している場合、下表に記入〉

学校種	種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名
幼 特支 盲	小 中 高 養教 栄教 養護学校	専修 特別 一種 (級) 二種 (級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県
幼 特支 盲	小 中 高 養教 栄教 養護学校	専修 特別 一種 (級) 二種 (級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県
幼 特支 盲	小 中 高 養教 栄教 養護学校	専修 特別 一種 (級) 二種 (級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県
幼 特支 盲	小 中 高 養教 栄教 養護学校	専修 特別 一種 (級) 二種 (級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県
幼 特支 盲	小 中 高 養教 栄教 養護学校	専修 特別 一種 (級) 二種 (級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県
幼 特支 盲	小 中 高 養教 栄教 養護学校	専修 特別 一種 (級) 二種 (級)	第 号	年 月 日	都 道 府 県

※該当の学校種、種類、都道府県に○を付す。
 ※記載欄が不足する場合は、裏面に記載する。
 ※記載内容に誤りや不足がある場合、免許状が更新されないことがある。

2 現在及び延期申請期限

現在の期限	申請する延期後の期限
年 月 日	年 月 日

3 延期事由 ※該当欄に○を付す。

該当	事由	左記の期間等
	心身の故障による休職、刑事事件に起訴されたことによる休職、病気休暇、産前及び産後の休業、育児休業、介護休業	年 月 日 ～ 年 月 日
	在外教育施設等に勤務	年 月 日 ～ 年 月 日
	専修免許状取得のため大学院等に在学	年 月 日 ～ 年 月 日
	（旧免許状所持者）取得から10年未満の免許状を所持	取得日 年 月 日
	その他（ ）	年 月 日 ～ 年 月 日

4 証明（証明者記入）

申請者が上記3の延期事由に該当することを証明する。
 （証明者職・氏名）（署名又は記名押印）

（免許管理者記載欄）

整理番号	区分	受付番号	受付日	備考
				新 旧

様式第4号から様式第7号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の教育職員の免許状の更新手続等に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書等は、改正後の教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の相当する規定により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

第15回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	令和2年度静岡県教員育成協議会の取組	1
配布 報告	知事褒賞授与者（高校生）の決定	15

令和2年度 静岡県教員育成協議会の取組

(教育政策課)

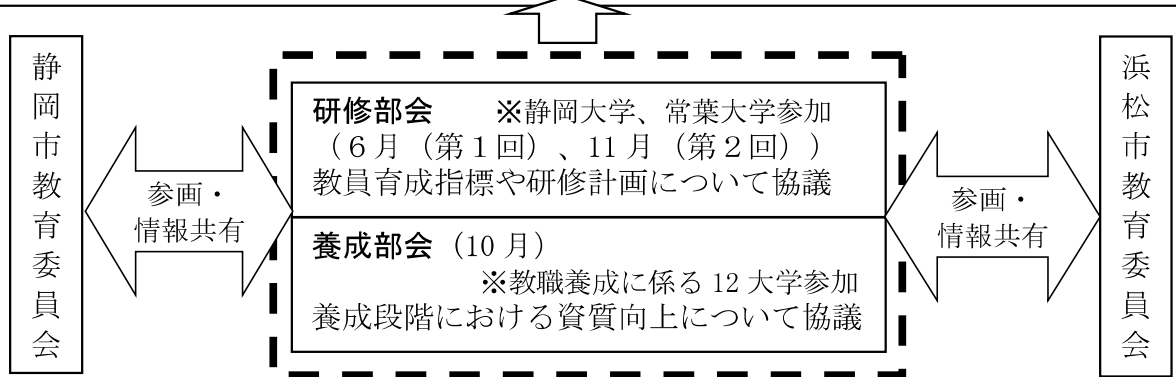
1 静岡県教員育成協議会

[教育公務員特例法上の位置付け]

教育公務員特例法の一部改正に伴い、平成29年6月に設置。教員の人材育成について協議を行う法定機関。

【参考】教育公務員特例法 抜粋
第二十二條の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

静岡県教員育成協議会（7月（第1回）、12月（第2回））
[構成員]
教育長、教育部長、教育監、参事（総括担当）、総合教育センター所長
静岡県高等学校長協会代表、静岡県校長会代表、静岡県女性校長会代表、静岡県特別支援学校長会代表、静岡県都市教育長協議会代表、静岡県町教育長会代表、静岡大学、常葉大学
[アドバイザー]（第2回から参加）
(株)富士通シニアフィールド・イノベータ《県業務改善アドバイザー》



【令和2年度教員育成協議会関連日程】

日時	内容
6月12日	教員育成協議会研修部会
7月13日	第1回教員育成協議会
10月23日	教員育成協議会養成部会
11月10日	教員育成協議会研修部会
12月24日	<p>第2回教員育成協議会</p> <p>※富士通シニアフィールド・イノベータ《県業務改善アドバイザー》 小林 正典 氏 招聘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士通(株)が行っているフィールドイノベーション活動(課題を「見える化」し、「人」「プロセス」「ICT」の継続的な改善を行ってける体質を依頼者と共に作りあげていく活動)のファシリテーターとして活躍 ・県庁の業務改善について、51件の相談事案に対応(R1年度)

2 静岡県教員育成協議会の主な取組

(1) 現状

<研修関係>

- ・本年度より小学校から新学習指導要領が全面实施
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ICT活用能力向上の必要性が急速に高まる
- ・併せて誹謗中傷・不祥事対策も含め児童生徒・教員の人権意識・モラル向上が急務
- ・時代の変化や現場のニーズに対応した研修（ICT活用、外部との連携含む）が必要

<養成関係>

- ・教員採用に係る質の高い受験者の確保が課題
- ・学生が進路変更をするきっかけの一因に教育実習が挙げられ、教育実習の重要性が注目
- ・養成段階でのICT活用指導力の育成、コロナ対応等も重要

(2) 課題と対応

課 題	対 応
ア 研修計画 〔参考 1～3〕 (P3～8)	<時代の変化や現場のニーズに対応した新規研修の立ち上げ> ICT活用等・特別支援教育・総合的人間力に係る研修、中堅研 以降の研修 など <研修管理システム（新規導入）等を活用したeラーニング研修等の充実> eラーニング研修の拡充、集合・宿泊研修とのベストミックス <大学・民間等との連携の拡大> 教職大学院との連携
イ 教員志願者確保の方策 〔参考 4・5〕 (P9～12)	<教育実習の魅力化> 静岡県が目指す教育実習(方針)の策定と周知
ウ 養成段階におけるその 他の課題 〔参考 6・7〕 (P13・14)	<ICT活用指導力の育成> ICT活用に関する資質能力の育成に係る大学との連携 <令和3年度新卒採用者への配慮事項> 初任者研修における例年以上に手厚い指導の実施等

3 今後の方針

今年度の課題と対応を踏まえ、令和4年度の教育振興基本計画の改定に合わせて、教員に求められる資質能力を示した「静岡県教員等育成指標（参考資料1）」を見直し

*教員育成指標…教員が身に付けるべき資質能力をキャリアステージごとに目標の形で示したもの（教育公務員特例法の改正により本県ではH29に策定）

(1) 教員育成指標に関連した現時点の主な課題（案）

以下の要素等について、指標への反映が必要

- ・教育的素養、総合的人間力 ⇒ 求められる要素を可能な限り明確化
- ・ICT活用能力等 ⇒ ICT活用能力の明示（教科等指導、業務改善等）
- ・業務改善の推進等 ⇒ 業務改善への姿勢、常に変革し続ける意識
- ・危機管理能力 ⇒ 感染症拡大も踏まえ経営能力として位置づけ

(2) スケジュール（R3年度予定）

時 期	内 容
～6月	学校、大学等意見聴取
7月～8月	第1回教員育成協議会原案協議 → 教育委員会定例会報告
10月～11月	教員育成協議会研修部会・養成部会 最終案作成
12月	第2回教員育成協議会最終案協議
1月	教育委員会定例会 最終案報告

【参考 1】

令和 3 年度教職員新規研修等

(教育政策課)

1 課題への対応と研修への具体的な反映

- 1 時代の変化や現場のニーズに対応した新規研修の立ち上げ
- 2 研修管理システム（新規導入）等を活用した e ラーニング研修等の充実
- 3 大学・民間等との連携の拡大

1 時代の変化や現場のニーズに対応した新規研修の立ち上げ	
対応	研修名
ICT活用	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校におけるGIGAスクールサポート研修 ・ICT活用研修－授業改善に向けたICT活用 ・GIGAスクール構想とICT機器を活用した授業改善実践研修 ・Google クラスルーム
特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの保護者支援～基礎的理解から支援の実際へ～ ・新学習指導要領に基づく特別支援学校のキャリア教育～先進的实践から学ぶ～ ・自立活動の指導計画作成と指導の基本
中堅教諭等資質向上以降の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアデザイン研修 I ・大学との連携における研修
非認知能力・メタ認知	<ul style="list-style-type: none"> ・「学びに向かう力、人間性等」実践研修
働き方改革等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善「夢」コーディネーター研修 ・働き方改革推進研修
その他 (教育的素養・総合的人間力の向上、新学習指導要領への対応、危機管理力向上 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員のコンプライアンス研修～信頼に応えるために～ ・県・市町・民間企業管理者交流講座及び 県・市町・民間企業若手職員交流講座 ・情報リテラシーと学校図書館 ・自然体験活動における教員向け危機管理研修
2 研修管理システム（新規導入）等を活用した e ラーニング研修等の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・e ラーニング導入 ・集合（宿泊）研修とのベストミックス ・研修機会の充実（任期付教員等含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・Google クラスルーム ・働き方改革推進研修 ・教職員のコンプライアンス研修～信頼に応えるために～ ・人権教育担当者研修会 ・保護者との効果的な教育相談 ・新学習指導要領対応授業改善推進サポート研修（高） ほか
3 大学・民間等との連携の拡大	
大学主催の公開講座や研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡大学教職大学院講義の受講 ・常葉大学センター（教職員支援機構）研修受講
民間等との研修の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町・民間企業管理者交流講座 ・ICT活用関係の研修 ほか

2 研修名一覧

【対応策1】時代の変化や現場のニーズに対応した新規研修の立ち上げ			
	方法	研修名	主管課
ICT活用等	集合	小中学校におけるGIGAスクールサポート研修	【本】教育政策課
	集合	ICT活用研修－授業改善に向けたICT活用－	【本】教育政策課
	集合	GIGAスクール構想とICT機器を活用した授業改善実践研修	【セ】小中学校支援課
	eラーニング	Google クラスルーム	【本】教育政策課
特別支援教育	集合	障害のある子どもの保護者支援～基礎的理解から支援の実際へ～	【セ】特別支援課
	集合	新学習指導要領に基づく特別支援学校のキャリア教育～先進的实践から学ぶ～	【セ】特別支援課
	集合	自立活動の指導計画作成と指導の基本	【セ】特別支援課
中堅研以降の研修	集合	キャリアデザイン研修 I	【セ】研修課
	集合及びeラーニング	大学連携研修（静岡大学、常葉大学）	【本】教育総務課
非認知能力・メタ認知に関する研修	集合	「学びに向かう力、人間性等」実践研修	【本】教育政策課
働き方改革	集合	業務改善「夢」コーディネーター研修	【本】義務教育課
	eラーニング	働き方改革推進研修	【本】教育政策課
その他	集合	情報リテラシーと学校図書館	【セ】生涯学習企画課
	eラーニング	教職員のコンプライアンス研修～信頼に応えるために～	【本】教育総務課
	eラーニング	自然体験活動における教員向け危機管理研修	【本】社会教育課

【対応策2】研修管理システム（新規導入）等を活用したeラーニング研修等の充実			
種類	方法	研修名	主管課
新規	eラーニング	Google クラスルーム	【本】教育政策課
		働き方改革推進研修	【本】教育総務課
		教職員のコンプライアンス研修～信頼に応えるために～	【本】教育総務課
		自然体験活動における教員向け危機管理研修	【本】社会教育課
継続	集合研修からeラーニングへ	人権教育担当者研修会	【本】教育政策課
		静岡県高等学校教育課程説明会	【セ】高等学校支援課
		国語科授業づくり研修（小）	【セ】小中学校支援課
		情報セキュリティ入門	【本】教育政策課
		情報モラル教育	【セ】小中学校支援課
		教職員人事評価制度説明会	【本】教育総務課

継続	集合研修から eラーニング へ	道徳教育研修会	【本】 義務教育課
		相談員研修	【本】 教育総務課
		静岡県公立学校教職員等採用内定者研修	【本】 学校3課 及び健康体育課
		幼稚園・小中学校防災担当者研修会	【本】 健康体育課
		公立高等学校防災担当者研修会	【本】 健康体育課
		特別支援学校防災担当者研修会	【本】 健康体育課
		高等学校交通安全教育指導者研修会	【本】 健康体育課
		学校安全教育指導者研修会	【本】 健康体育課
		「交流籍」を活用した交流及び共同学習推進研修会	【本】 特別支援教育課
		職場の安全衛生管理者研修	【本】 教育厚生課
		新任管理者メンタルヘルス研修	【本】 教育厚生課
	集合研修及び eラーニング	授業の基礎技術研修①②	【セ】 小中学校支援課
		新学習指導要領対応授業改善推進サポート研修（高）	【セ】 高等学校支援課
		実習助手（理科）研修	【セ】 高等学校支援課
		高等学校共通教科情報「情報Ⅰ」基礎研修	【セ】 高等学校支援課
		高等学校理科教材づくり研修	【セ】 高等学校支援課
		保護者との効果的な教育相談	【セ】 教育相談課
		教育相談の基本姿勢 ～聴くということ～	【セ】 教育相談課
	遠隔受講等	キャリア教育研修会（賀茂地域教育振興センター）	【本】 義務教育課

【対応策3】 大学・民間等との連携の拡大			
	方法	研修名等	主管課、主催等
大学との連携 研修	集合研修またはeラーニング研修	静岡大学教職大学院の講義への参加（特別支援教育、ICT活用教育、組織マネジメント等）	静岡大学教職大学院
	集合	教職員支援機構常葉大学センターの研修へ参加（カリキュラム・マネジメント、スクール・マネジメント、コーチング、フィジカルアセスメント等）	常葉大学教職大学院（教職員支援機構）
民間との連携 研修	集合	県・市町・民間企業管理者交流講座	【本】 教育総務課
	集合	県・市町・民間企業若手職員交流講座	【本】 教育総務課
	eラーニング	Google クラウド研修	【本】 教育政策課
	集合	GIGAスクール構想とICT機器を活用した授業改善実践研修	【セ】 小中学校支援課

【参考2】

eラーニング研修の実績

(教育政策課)

1 研修管理システムを活用したeラーニングの利用状況

(1) 実績(令和2年8月よりシステム稼働)

	実施研修数	対象	延受講者数
実施済み 実施中	8講座	県立学校教職員 公立小中学校教職員(政令市を除く)	2,357人
12月以降	3講座		416人

(2) eラーニングシステム導入効果

満足度	満足	やや満足	やや不満足	不満足
	58.3%	38.2%	2.3%	0.2%
必要な情報が入手 できたか	できた 64.3%	ややできた 33.7%	ややできなかった 1.3%	できなかった 0.6%
対面研修と比較し 負担軽減したか	軽減した 87.1%	変化なし 4.5%	増加した※ 8.3%	

(※インターネット回線が混雑し、動画視聴に影響したため)

2 現時点におけるeラーニング実施上の課題

(1) 課題

- ア 更なるeラーニング化の推進(eラーニングに適性のある研修について)
- イ 受講時間の確保
- ウ 受講環境の改善

(2) 対応案

- ア 以下の条件を含む研修は、今後もeラーニングへの移行を検討
 - ・情報伝達が主たる目的の研修
 - ・多くの教員が知っておくべき内容を扱う研修
 - ・同じ内容を別会場で実施している研修
- イ 所属長宛の通知文及び実施要項に勤務時間内に受講するよう明記。関係機関は、会議等を利用し、管理職に依頼。(場合によっては自宅出張等を活用)
- ウ システム業者と調整を進めるとともに、インターネット回線をLBO化

(3) その他

令和3年度に実施する研修において、研修主催者が行うアンケートに次年度の実施方法に関する質問(対面を希望するか、eラーニングを希望するか)を入れ、受講者のニーズ調査を行う。

【参考3】

令和2年度「学びに向かう力、人間性等」実践研修（試行）

1 目的

新学習指導要領で掲げられた「生きる力」「学びに向かう力、人間性等」の向上に向けた具体的な知識・スキルを習得するため、大学教授の知見によるメタ認知・非認知能力等に係る実践的な研修を実施する。

(参考) 小学校学習指導要領 解説 総則編 (H29.7) 抜粋

3 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

…児童一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは、**自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関わる力**を含むものである。こうした力は、社会や生活の中で児童が様々な困難に直面する可能性を低くしたり、直面した困難への対処方法を見いだしたりできるようにすることにつながる重要な力である。…

2 研修内容等（令和2年11月10日実施）

内容	時間	講師
イントロダクション（研修趣旨説明） 「生きる力」（学びに向かう力、人間性等）と非認知能力との関わりとメタ認知の重要性 ・心理学的、脳科学的、時間的・動的アプローチ	20分	教育政策課長
○講義・実習1 メンタルトレーニングに関する実習等 ・事前チェック（質問紙へ回答） ・メンタルトレーニング（目標設定技法 セルフトーク技法） ・動作法（こころと身体のつながり 動作法理論 実践） ・イメージ技法 ・事後チェックとふりかえり 等	90分	百瀬 容美子 常葉大学教育学部心理教育学科准教授
○講義・実習2 メタポジションに関する実習等 ・社会で求められる「納得解」 学力について ハーバード流交渉術、プロジェクト・マネジメント ・非認知能力 コンピテンス、ダニーディン研究所「幸福な人生の秘訣」 ペリー幼児教育計画 ・非認知能力の要素 マインドフルネス ・「非認知能力」の伸ばし方 支援型子育て、コーチング「傾聴」、交流分析「ドライバー」、 「質問」メンタルモデル ・働き方改革のポイント エンゲージメント、学び続ける教職員 ・組織風土を醸成するチームコーチング OD（組織開発）のコツ「振り返り」。スタイナーの法則、「承認」	120分	久米 昭洋 常葉大学大学院 初等教育高度実践研究科教授・研究科長

令和2年度「学びに向かう力、人間性等」実践研修アンケート

【質問1】学校現場で応用（活用）できそうなこと

＜学級経営＞

（メンタルトレーニング、動作法・呼吸法、ドライバー）

- ・自身の行動特徴を把握することで、心身の平安を保つ

（メンタルトレーニング、動作法・呼吸法、心理検査）

- ・学級開き等における人間関係づくり

（目標設定技法、セルフトーク技法）

- ・夏休み前等の振り返りによる自分自身への評価

＜主体性＞

（コーチング）

- ・子供の主体性の伸張

＜特別支援教育＞

（動作法や心理検査）

- ・障害種によっては、メンタル面のサポートに活用可能

＜自己分析＞

（心理検査）

- ・就職やAO入試など、志望理由書を作成する際の自己分析

＜学校運営・学校経営＞

（ドライバー）

- ・児童生徒との関係性を築く際に活用し、クラスや部活を運営する。

- ・対人関係において自身の傾向をポジティブに活用する。

- ・分掌や学年の経営の際に参考にし、学校組織を活性化する。

【質問2】どのようなアプローチをすれば子供たちの「メタ認知」、「学びに向かう力、人間性等」の向上につながるか。

メタ認知	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自分の思考、行動特性を自覚する機会を設ける ・児童生徒が自分を客観的に振り返る場、未来をイメージする場の設定 ・面談等で、生徒が心の内を自ら探る支援 ・日常におけるメタ認知の例の紹介やその利点を伝える。
学びに向かう力、人間性等	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の気持ちや意見を表現することへの安心感などを感じられるようアプローチをする。 ・子供たちの言動を認め、自己有用感を高められるようにする。 ・「なりたい自分」や「目標」について傾聴し、強すぎない励ましでモチベーションやパフォーマンスが高まるように働きかける。 ・教員が子どもに対してポジティブな言葉をかける。 ・「学びに向かう力」の育成するために、「学び続けている人」と交流する機会を設ける。 ・教員自身が、自己を成長させ続けようという意識を持つ。

→①手法や考え方を理解する ②教員（または周りの大人）が手本となる

【参考4】

教育実習の魅力化

(教育政策課)

1 現状と課題

- ・教員採用試験の倍率は、小学校教員については3倍を下回っているなど、質の高い受験者の確保が課題となっている。
- ・学生が教員から進路変更をするきっかけに教育実習がある（令和元年度静岡県教員育成協議会養成部会参画大学に対する調査結果より）。
 - ・教育実習において、勤務時間が長時間に渡っている。
 - ・子どもと触れ合う時間が、教育実習の中で十分確保できていない。

2 対応案

- ・以下の点について、教員育成協議会の協議を経て、静岡県教育委員会の方針として、各学校に伝達する。
 - (1) 「静岡県が目指す教育実習」(P12 参考5)の共有(教育政策課が、市町教育委員会の担当が出席する会議や校長協会理事会等で説明する)
 - ア 子どもとの触れ合いから教員の魅力を感じる実習を行う。
 - (ア) 子どもの成長を感じる。
 - (イ) 子どもの喜怒哀楽を共有する。
 - イ 教員との触れ合いから教員の魅力を感じる実習を行う。
 - (ア) ロールモデルとなる教員による指導
 - (イ) チームとして働く職場の体験
 - ウ 勤務時間を遵守して実習を行う。
 - (ア) TT活用による負担軽減
 - (イ) 指導案を作成する授業の精選
 - (2) 教育実習以外でも、学生が子どもと触れ合う機会を設ける。

例：学校体験活動、寺子屋における学習支援活動（高校生も可）等

[留意点]

- ・令和元年度第2回教員育成協議会において、「教育実習の目的や目標も大学により異なるため、実習について細かい点まで規定したガイドラインは避けてほしい」との意見があった。

(参考)

1 教員採用試験の志願状況

- ・令和3年度の教員採用試験の倍率は改善傾向にある。
- ・小中学校教員受験者は増加しているが、高校、特別学校教員受験者は減少している。

教員採用試験の志願者・倍率の推移

(上段：志願者(人) 中段：受験者(人) 下段：倍率(%))

校種	H28 採用	H29 採用	H30 採用	H31 採用	R2 採用	R3 採用
小学校	760	740	729	795	763	833
	734	717	711	746	715	721
	3.0	3.0	2.9	2.7	2.5	2.8
中学校	717	710	672	639	675	748
	674	671	634	683	606	627
	4.2	4.9	4.3	3.6	3.6	4.6
高等学校	1,115	1,044	1,022	1,015	1,013	963
	1,008	961	944	876	880	809
	6.1	6.8	6.7	6.1	7.3	7.9
特別支援学校	456	446	421	407	400	365
	447	435	397	389	385	341
	3.5	3.3	3.1	3.2	3.1	3.1

2 教育実習に関するデータ (平成30年度 A大学の学生)

(1) 平均出校時間 (教員の業務開始は8時からの学校が多い)

	実習Ⅱ (3週間)	実習Ⅲ (2週間)
7時前後	6.6 %	8.3 %
7時15分前後	24.9 %	25.9 %
7時30分前後	40.9 %	43.4 %
7時45分前後	20.6 %	17.2 %
8時前後	7.0 %	5.2 %

(2) 平均退校時間 (教員の業務終了は16時30分までが多い)

	実習Ⅱ (3週間)	実習Ⅲ (2週間)
17時前後	4.0 %	3.8 %
18時前後	51.8 %	39.7 %
19時前後	33.9 %	32.1 %
20時前後	8.6 %	17.2 %
21時前後以降	1.7 %	7.2 %

(18時退校…90分残業→月33時間残業 19時退校→2時間残業、月44時間残業)

※ 朝の時間外も含めると、半数程度の学生が月45時間超ペースで時間外をしている。(さらに、教材研究など、自宅での業務も1日2時間程度はがあると推察される)

(3) 指導案を作成して行った授業時間数

	実習Ⅱ (3週間 15日間)	実習Ⅲ (2週間 10日間)
0～1時間	1.3%	5.2%
2～3時間	7.6%	24.1%
4～5時間	38.9%	21.0%
6～7時間	21.9%	11.4%
8～9時間	14.0%	11.7%
10～11時間	9.0%	12.4%
12～13時間	2.7%	5.5%
14～15時間	3.0%	4.1%
16～17時間	0.0%	3.1%
18～19時間	1.0%	0.0%
20時間以上	0.7%	1.4%

*指導案・・・教員が授業をどのように進めていくか詳細を記載した学習指導・学習支援の計画書

※大学から、指導案を作成して行う授業は、6～10時間が標準時間として示されている。実習Ⅱのケースでは、最初の1週間(5日間)は授業参観が中心。残りの2週間(10日間)で授業を行うため、指導案を作成して行う授業が多いと、実習生の負担が大きくなる。



現場の教員以上に指導案を作成している。(実際の現場と乖離した実習)
(授業の流れを書いたメモ等の活用も考えられる)

静岡県が目指す教育実習

1 静岡県が目指す教育実習

- (1) 採用時の教員に必要な資質能力の向上を図る教育実習
- (2) 子どもとともに学び、子どもと触れ合うことで教員の魅力を感じ、学生の教職への思いを確かなものとする教育実習
- (3) ロールモデル（先輩教員）に接することで、実習生が職業としての教員の魅力に気付く教育実習

2 静岡県の目指す教育実習を実現するための 方針

- (1) 静岡県教員育成指標の採用時の姿を参照し、実習計画を作成する。
- (2) 子どもと触れ合う時間を十分に確保する。
- (3) 教員の魅力を実習生に伝える時間を確保するとともに、生き生きと働くことで実習生に教員の魅力を伝える。

3 留意点

- (1) 実習後に大学で教職課程の総仕上げとなるカリキュラムが用意されているため、実習ではその時点における課題の明確化を目的とする。
- (2) 書類作成を簡略化し、子どもと触れ合う時間を確保する。
(例：指導案（略案）や板書計画の活用、箇条書きによる実習記録の作成など)
- (3) 指導教員が1人で抱え込まず、チームで指導する。また、実習生に適切な指導を行うため、指導教員1人が担当する学生数は最大3人までを目安とする。
- (4) 実習生が相談しやすい雰囲気・環境を作る。
- (5) 実習生とは担当する単元、教材等について事前に打合せを行い、実習の準備ができるようにする。
- (6) 教育実習は、実習生に対する指導も含めて、原則として勤務時間内に行う。

4 その他

- (1) 教育実習以外にも学校体験活動に参加する学生を積極的に受け入れ、子どもと触れ合う機会を確保する。
- (2) 大学と協働し、初めて実習生の指導教員になる若手教員用に教育実習の留意事項をまとめたeラーニングコンテンツを静岡県教育委員会が作成し、支援する。

【参考6】

養成段階におけるICT活用指導力の育成

1 現状及び課題

GIGAスクール構想の加速により、遠隔・オンライン教育を含め、ICTやAIを活用し、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを実現していくことが求められる。新型コロナウイルス感染症への対応を経て、平時でもオンライン等を活用して教育活動を行い、教育の質の向上に結びつける力の育成が養成段階から必要である。

静岡県として養成段階で育成を希望する資質能力

- ・デジタルシチズンシップ（ICT技術を活用し、社会をよりよい方向に導こうとする人間性）
- ・AI技術等を活用して、個別最適化した学びを子どもたちに提供する力
- ・先端技術を積極的に教育活動に取り入れようとする姿勢
- ・ICT機器を活用して、協働的な学びを実現する力

（静岡県教員育成指標における「採用時」に反映を検討）

令和2年度では…

- ・web会議システムの利用
- ・Google classroomの利用
- ・YouTubeによる解説動画の配信等

2 各大学におけるICT活用指導力の育成に係る取組（全13校）

教員志望の学生は、教員免許法施行規則や教職課程コアカリキュラムにより、ICT活用指導力の育成を目的とした講義を必ず受講している。

授業科目を中心にICTの活用について学習	7校
模擬授業の際にICT機器を活用	6校
理科・算数の中でプログラミング的思考について解説	2校
教職課程の学習で、ICT機器やAI技術を活用する機会を提供	1校

[ICT活用指導力向上プログラムの目標]

グループの話し合いやレポートなどをまとめる際、ICT機器を効果的に活用するよう指導できる。	13校
AIを活用し、個別最適化された授業等を構想することができる。	3校
対面指導に加え、オンライン型の教材を取り入れた授業を構想できる。	11校
生徒1人1人の学習計画と学習履歴を活用した指導を行うことができる。	5校
その他	2校
・著作権を意識し、授業準備ができる。	

3 養成部会における各大学の主な意見（R2.10.23）

- ・GIGAスクール構想に対応できる教員の育成が課題であるため、県とも連携して必要な資質能力を育成したい。
- ・数年後には現在のICT技術が刷新されていることが予想されるため、常に新しいものを取り入れる必要がある。新しい技術や機器を取り入れようとする姿勢の育成が大切。

【参考7】

令和3年新卒新採者への配慮事項

(教育政策課)

1 新型コロナウイルス感染症対応による教員養成上の影響及び大学が求める配慮事項
(大学へのアンケートより：9月)

【教員養成課程上の影響】

<p>〔教育実習の短縮〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供と関わる授業時間が縮小 ・教職に対する適性を判断する機会の減少 ・実践的指導力を向上させる機会の減少
<p>〔介護体験実習の中止〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的人間力を向上させる機会の減少
<p>〔長期間にわたるオンライン講義〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・模擬授業のオンライン化により、教室を意識した指導力育成の機会の減少



【大学が求める配慮事項】

<p>〔採用前〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「授業見学」の受け入れなど、学校を体験する機会の設定
<p>〔採用後〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJTによるフォロー ・職務に関するサポートや相談体制の整備

【大学側からの意見抜粋】

- ・教育実習に2週間しか行けなかった学生は、自信がなく心配だと思ふ。配属校でのこれまで以上の支援が必要である。
- ・大学での指導がオンライン(遠隔)によるものが多くなったため、直接の人間関係構築や、生徒への言葉かけ、対面授業、生徒指導は苦手としているかもしれないので、フォローをお願いしたい。
- ・学校現場での実習の機会が減った学生にとっては、新採で仕事に就いた時に、経験不足やそれに伴う不安が職務遂行に少なからず影響を与えられ、職務に関するサポートや相談にのってくれる人の存在が必要と思われる。

2 静岡県としての対応案

<p>OJTによるフォロー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町教育長会や校長協会等の会議で、新卒の教員に対する例年以上のOJTにおける支援を依頼
<p>職務に関するサポート 相談体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修等において、例年以上に手厚い指導の実施 ・採用2年目の全教職員を対象とした個人面談の実施
<p>介護体験の機会の提供 (総合的人間力の向上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年次研修(小中)で社会福祉施設等における研修を実施

3 養成部会における各大学の主な意見 (R2.10.23)

- ・令和3年度採用については、教育実習短縮による大きな影響はない。
- ・大学3年次に教育実習を実施しているため、令和4年度採用についても、引き続き配慮を依頼したい。
- ・大学でもオンラインによる講義が続き、人間関係に関する指導が難しい。採用後、子どもたちと適切な人間関係を構築できるか、不安がある。同僚も含めて、新しい環境で人間関係を構築することは、新規採用者にとって負担であるため、支援を依頼したい。

知事褒賞授与者（高校生）の決定

(高校教育課)

(要旨)

職業教育関係学校の生徒・学生等に対する知事表彰制度において、以下のとおり知事褒賞を高校生に授与する。

(概要)

1 知事褒賞授与者

	学校名 (学科等)	学年	氏 名	性別	学業に関連した顕著な業績
1	県立天竜高等学校 (農業・森林科)	3年	おおいし かける 大石 駆流	男	「毎日農業記録賞 高校生部門 優秀賞」等
2	県立田方農業高等学校 (農業・食品化学科)	3年	みやた さき 宮田 紗紀	女	「農業技術検定 2 級」「学校農業クラブプロジェクト発表県大会 奨励賞」等
3	県立科学技術高等学校 (工業・機械工学科)	3年	すぎやま きら 杉山 きら	男	「ITパスポート」「乙種全類危険物取扱者」等
4	県立浜松工業高等学校 (工業・理数工学科)	3年	すずき けんしん 鈴木 健心	男	「Supercomputing Contest 2019 本選(全国大会) 優勝」等
5	県立浜松商業高等学校 (商業・情報処理科)	3年	ごとう かずま 後藤 和真	男	「日商簿記検定 1 級」「全国高等学校簿記コンクール全国大会 団体 3 位」等
6	城南静岡高等学校 (商業・ICT科)	3年	ありが わかな 有賀 羽奏	女	「日商簿記検定 1 級」「全商各種検定試験 9 種目 1 級合格」等
7	浜松学芸高等学校 (芸術・芸術科)	3年	ましわ はるな 増和 陽菜	女	「全日本書初め大展覧会 文部科学大臣賞」等
8	富士市立高等学校 (スポーツ・スポーツ探究科)	3年	かつまた だいと 勝又 大翔	男	「国民体育大会サッカー少年男子 優勝」等

2 その他

例年 9 月（第 1 期）と 12 月（第 2 期）の 2 回に分けて選考していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により各種大会や資格・検定試験等が中止又は延期となっていることを踏まえ、本年度は、1 期のみでの選考とした。